

住み慣れた家で自分らしい生活を



医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して過ごしたいと思う人は多いのではないのでしょうか。今号では、自宅などで診療を受けることができる「在宅医療」について紹介します。

在宅医療とは

在宅医療は、通院で治療を受けることが難しくなった場合でも、自宅などの生活の場で治療を続けられる制度です。医師が計画的・定期的に利用者の自宅を訪問する「訪問診療」と、症状が急変した際などに臨時で診療を行う「往診」の2種類があります。自宅以外でも、高齢者住宅などで医療を受けることができます。

さまざまな専門職が連携

在宅医療では、利用者の状態に応じて、かかりつけ医を中心に医療・介護の専門職がチームとなって自宅を訪問し、療養生活を支援します。

訪問看護師

安心できる生活を営めるよう、医師の指示の下、処置や療養中の援助を行います。

薬剤師

薬の飲み方や飲み合わせなどの確認・管理・説明を行います。

歯科医師・歯科衛生士

歯の治療や入れ歯の調整、口腔管理などを行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

日常生活で必要な会話や動作を行えるように、訓練や生活環境を整えるための指導などを行います。

管理栄養士

病状や栄養状態に応じて、食事などの管理指導を行います。

在宅医療を支える診療所

専門職のほかに、皆さんが在宅医療を安心して受けられるように、医師または看護師が24時間体制で対応する「在宅療養支援診療所」があります。

在宅療養支援診療所は市内に6カ所あり、年中無休で訪問診療や

往診に対応しています。また、入院や専門的な検査などが必要になった場合には、ほかの病院やケアマネジャーと連携して利用者をサポートします。

利用するには

在宅医療には病気や年齢による制限はありません。脳梗塞後遺症・神経難病・認知症・がんの終末期などの病状に応じて、かかりつけ医などと相談して支援内容を決めていきます。

かかりつけ医がいる場合は、在宅医療を考えていることを伝え、訪問診療や往診ができるかを相談しましょう。入院生活から在宅医療に移行する場合には、病院の医療相談室や地域連携室に相談窓口があります。

かかりつけ医がいない場合は、自宅のある地区を担当する地域包括支援センターに相談しましょう。高齢者の医療・介護・福祉などを担当する職員が必要な支援につなげます。

市では、地域の医師や医療・介護の専門職と連携しながら、皆さんがいつまでも自分らしく暮らせるよう、支援を続けていきます。

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。